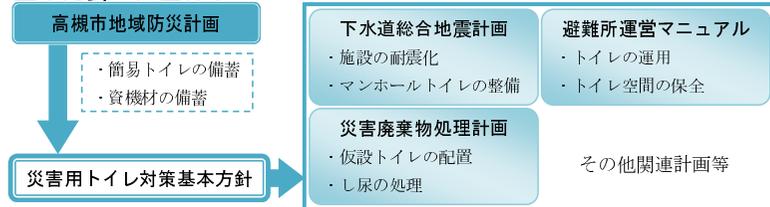


第1章 総則

●基本方針の位置付け



高槻市地域防災計画を基本に、災害用トイレ対策基本方針に従い各関連計画にて具体的な内容を定める。

●基本方針の目標期間

基本方針の目標期間は概ね10年とする。

第2章 災害用トイレを取り巻く状況

●高槻市の現在の状況

種別	被害規模
地震の規模	マグニチュード7.3～7.7 計測震度5強～7
死者	1,081人
罹災者数	208,305人
避難所生活者数	60,409人
水道断水人口	282,000人

有馬高槻断層帯地震による想定

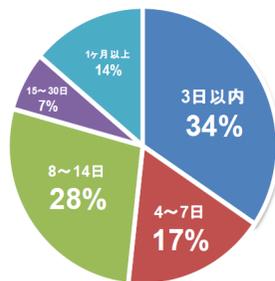
本市では、有馬高槻断層帯地震が発生すると甚大な被害が想定され、地震発災直後より、家屋を失った多くの市民が避難所等に避難し、水道の断水及び下水施設の被害により、避難所等を含めた市域の大半で水洗トイレが使用できなくなることが想定される。

現在、本市のトイレに関する備蓄物資(簡易トイレ等)は、避難所生活者数60,409人に対し、100人に1基を市内の小中学校(指定避難所)等に分散備蓄している。

●災害用トイレにおける課題

東日本大震災においても、多くは仮設トイレによって避難所等のトイレ環境を確保していたが、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数が4日以上であったと回答した地方公共団体が全体の66%を占める。

トイレが不衛生で不快な場合や、トイレの基数が少ないなどの理由で使い勝手が悪いと、トイレに行く回数を減らすために水分や食事を控えてしまいがちである。その結果、脱水症状になるほか、慢性疾患が悪化するなどして体調を崩し、静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)や脳梗塞、心筋梗塞となり、震災関連死につながるおそれがある。

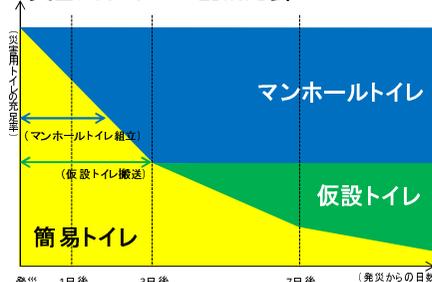


仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数

これらのことから、大規模災害時におけるトイレ環境をより充足させるため、具体的な災害用トイレ対策の方針を定める。

第3章 基本方針

●災害用トイレの配備方針



災害用トイレの充足率のイメージ図

大規模災害時におけるトイレ環境をより充足させるため、既に備蓄されている簡易トイレに加え、早期に設置でき、衛生的なトイレ環境を確保できるマンホールトイレを小中学校に整備し、発災からの時間経過や特性に合わせ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレを中心とする災害用トイレの対策を行う。

●対象とする避難所生活者数と災害用トイレの確保目標

発災からの日数	避難所生活者数	災害用トイレの確保数
1日後	44,149人	50人に1基以上
3日後	60,409人	
7日後	43,281人	
14日後	27,152人	20人に1基以上
1ヵ月後	15,812人	



マンホールトイレ設置例

第4章 災害用トイレの整備方針等について

●簡易トイレの備蓄方針

指定避難所である小中学校を中心とした61箇所に分散備蓄されている簡易トイレを、マンホールトイレの整備に合わせ、各分散備蓄箇所間での数量調整を行う。

●マンホールトイレの整備方針

指定避難所である小中学校を基本に、各施設に対し6基〔女子用4基、男子用2基(多目的トイレ含む)〕のマンホールトイレの穴数を目標に、排水先の下水道施設の耐震化状況や区域の避難生活者数等を総合的に勘案し整備を進めていく。

●仮設トイレの確保方針

簡易トイレと同数の避難所生活者数60,409人に対し、100人に1基を目標とし、早期に仮設トイレの調達を進めるため、災害時における協定等を締結し数量を確保する。

●し尿の収集等について

し尿処理における災害時相互応援協定の締結等を進め、災害時に災害廃棄物の広域処理を進めるため、協力・支援体制を構築する。

第5章 災害用トイレの環境について

●避難所運営における災害用トイレの設置・運用

簡易トイレや整備されたマンホールトイレを早期に設置することや、トイレ環境を維持するため、地域住民と施設管理者や市で、災害用トイレの設置・運用について事前に定めるとともに、設置方法や使用方法など地域の防災訓練等を通じ習得できる機会を設ける。

●市民への備蓄の啓発について

発災時には、公助によるトイレの応急対策を進めるものの、自宅での生活環境を確保するためには、各家庭や地域で携帯用トイレの備蓄を進めるよう啓発する。